



令和6年5月31日

総合政策局海洋政策課

地中海における船舶燃料油中の硫黄分濃度基準が強化されます

～海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正～

本日、海防法施行令の一部改正が閣議決定され、SO_xに係る排出規制海域として地中海が追加されることとなりました。令和7年5月1日から、同海域において船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準が0.1%以下に強化されます。

1. 背景

船舶に起因する海洋汚染・大気汚染の防止については、「船舶による汚染の防止のための国際条約」（マルポール条約）により国際的な規制が合意され、具体的な規制の内容を定める同条約の各附属書が国際海事機関（IMO）において定期的に改正されています。

今般、同条約附属書の改正等に伴い、海防法施行令について改正を行いました。

2. 概要

スモッグや酸性雨の原因となる排出ガス中の硫黄酸化物（SO_x）の発生を抑制するため、船舶に使用する燃料油の硫黄分濃度の基準は、以下のとおりとされています。

- ・ 一般の海域において 0.5%以下
- ・ 排出規制海域において 0.1%以下（現在は北米及び北欧に存在）

今般、マルポール条約附属書VIの改正に伴い、令和7年5月1日から排出規制海域として「地中海排出規制海域」が追加されることとなったため、海防法施行令を改正し、同海域において日本船舶に使用する燃料油の硫黄分濃度の基準を強化（0.5%⇒0.1%）することとします。

3. その他

北極海域における重質油積載船舶の航行禁止等についても、あわせて措置しました。

<問合せ先> 総合政策局海洋政策課（03-5253-8267）担当：千葉、堀尾
（代表03-5253-8111 内線24352）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の
一部を改正する政令案について

1. 背景

- 船舶からの油、廃棄物等の排出については、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約」（マルポール条約）により国際的な規制が合意され、具体的な規制の内容を定める同条約の各附属書が国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）において定期的に改正されている。
- マルポール条約について、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）を中心に担保をしており、我が国領海及び排他的経済水域にある船舶のほか、所在を問わず日本国籍船舶に適用している。
- 今般、マルポール条約の附属書I及びVの規定が所定の要件を満たして一部の海域について発効することとなり、また、附属書I及びVIが改正されたことから、これらを担保している海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（海防法施行令）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 附属書I第43A規則の改正に伴う措置（第1条の11）

海防法第5条の3第3項及び海防法施行令第1条の11の規定により、油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を防止する必要がある海域として南極海域が定められ、重質油を積載した船舶を航行させてはならないこととされている。今般、当該海域として北極海域を追加し、同海域における重質油を積載した船舶の航行を禁止する。

(2) 附属書VI第14規則の改正に伴う措置（第11条の10）

海防法第19条の21第1項及び海防法施行令第11条の10の規定により、船舶において使用する燃料油について海域ごとの基準が定められており、通常の基準に上乗せした特別の硫黄分濃度の基準を適用する海域として4海域が定められている。今般、当該海域として地中海排出規制海域を追加し、同海域において使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を強化する。

(3) IMO決議MEPC.381(80)の実施（別表第1の5）

海防法第4条第1項の規定により油の排出が禁止されているところ、同条第3項及び海防法施行令第1条の10第1項各号の規定により、別表第1の5に定める8海域以外の海域については、一定の基準に従ったタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出が認められている。今般、別表第1の5に定める海域として紅海海域及びアデン湾海域を追加し、これらの海域にお

ける当該水バラスト等の排出を禁止する。

(4) IMO決議MEPC. 382(80)の実施(別表第2の2、別表第3)

海防法第10条第2項第2号並びに海防法施行令第4条第2項及び別表第2の2の規定により、日常生活系廃棄物(食物くず)について、海防法第10条第2項第3号並びに海防法施行令第4条の2第2項及び別表第3の規定により、通常活動系廃棄物(貨物倉洗浄水等)について、それぞれの船舶からの排出についての海域ごとの基準が定められており、バルティック海海域等の7海域においては通常の基準に上乘せした特別の基準を適用することとされている。今般、当該海域として紅海海域を追加し、同海域における当該廃棄物の排出の基準を7海域と同等に改める。

(5) 海洋施設からの廃棄物の排出の基準の見直し(第9条の6)

海防法第18条第2項第2号並びに海防法施行令第9条の6第1項及び別表第4の規定により、海洋施設からの日常生活系廃棄物(食物くず)の排出について海域ごとの基準が定められている。一方、現行規定においては国際約束を担保する部分と我が国独自の基準である部分とが混在しているうえ、我が国独自規制の部分も食物くずの易分解性に照らして過剰な規制となっている。このため、規定を適正化するとともに、我が国独自の基準である部分について、我が国周辺海域に関する部分を除き、規制を解除する。

3. スケジュール(予定)

閣	議：令和6年5月31日(金)
公	布：令和6年6月5日(水)
施	行：
	(1) 関係 令和6年7月1日(月)
	(2) 関係 令和7年5月1日(木)
	(3) 関係 令和7年1月1日(水)
	(4) 関係 令和7年1月1日(水)
	(5) 関係 令和7年1月1日(水)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 マルポール条約附属書I第四十三A規則の追加に伴い、北極海域における重質油を積載した船舶の航行を禁止するものとする事。
(第一条の十一関係)

第二 我が国の内水、領海及び排他的経済水域並びに南極海域を除く海域における海洋施設からの食物くずの排出に関する我が国独自の規制を解除するものとする事。
(第九条の六関係)

第三 マルポール条約附属書VI第十四規則の改正に伴い、地中海排出規制海域において船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を質量百分率〇・五パーセントから同〇・一パーセントに強化するものとする事。
(第十一条の十及び別表第五関係)

第四 国際海事機関決議MEPC第三百八十一(八十)号を実施するため、紅海海域及びアデン湾海域におけるタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出を禁止するものとする事。(別表第一の五関係)

第五 国際海事機関決議MEPC第三百八十二(八十)号を実施するため、紅海海域における船舶からの食物くず並びに貨物倉の残留物及び洗浄水並びに貨物としての輸送中に死亡した動物の死体の排出の基準を改めるものとする事。
(別表第二の二及び別表第三関係)

第六 この政令は、令和七年一月一日から施行するものとする。ただし、第一の規定は令和六年七月一

日から、第三の規定は令和七年五月一日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

第七 第二の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(附則第二項関係)

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四条第三項、第五条の三第三項、第十条第二項第二号及び第三号、第十八条第二項第二号並びに第十九条の二十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の九第一項第二号中「及び第二条」を、「第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改め、「単に」を削り、「北極海域（次項）」の下に「及び第一条の十一」を加える。

第一条の十一中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加える。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員）」を付する。

第三条に見出しとして「（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準）」を付し、同条第

二項中「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第五項中「までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の」に、「第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の」に改める。

第四条に見出しとして「(船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準)」を付し、同条第二項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前項の」に改め、同条第四項中「別表第二の二上欄」を「別表第三上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準(南極海域)」を「南極海域(同表備考第二号に規定する)」に、「に係るものに限る。」を「において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第四条の二の見出し中「排出の規制」を「種類及び排出基準」に改め、同条第二項中「別表第三上欄」を

「別表第四上欄」に、「ごとに」を「に応じ」に、「及び下欄に掲げるとおり」を「に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によること」に改め、同条第三項中「規定による排出海域又は排出方法に関する」を削り、「規定による基準」を「基準」に改め、同条第四項中「別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」を「別表第四第一号、第二号、第五号及び第六号上欄」に、「同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「第二項の」に改め、同条第五項中「別表第三上欄」を「別表第四上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「第二項の」に改め、同条第六項中「別表第三第一号及び第五号上欄」を「別表第四第一号及び第五号上欄」に、「同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域）」を「南極海域（同表備考第八号に規定する南極海域をいう。）」に、「に係るものに限る。」を「（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準」に、「同項」を「同条第五項」に、「ふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する」を「ふん尿等を同項の」に改める。

第九条の六の見出し中「排出海域等に関する基準」を「排出基準」に改め、同条第一項中「別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる海洋施設の区分に応じ、同項第二号に規定する廃棄物を当該各号に定めるところにより排出すること」に改め、同項

に次の各号を加える。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設 全ての国の領海の基線（南極海域にあつては、領海の基線）からその外側十二海里の線を超える海域において、粉碎式排出方法（国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出する方法をいう。次号及び別表第三において同じ。）により排出すること。

二 前号に掲げる海洋施設以外の海洋施設 南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側三海里以遠十二海里以内の海域及び南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において粉碎式排出方法により排出すること並びに南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において排出すること。

第九条の六第二項中「別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前二項の」に改め、「からの」の下に「食物くずの」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第三において同

じ。)を含む食物くずを排出する場合における法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、南極海域においては国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出することとする。

第十一条の七の表第一号中「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に、「北米海域及び米国カリブ海海域」を「北米排出規制海域及び米国カリブ海排出規制海域」に改める。

第十一条の十中「とおりとし」を「海域とし」に改め、同条の表第一号中「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に、「北米海域及び米国カリブ海海域」を「北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域」に改める。

別表第一の五北西ヨーロッパ海域の項及び北極海域の項中「九〇度」を「九十度」に改め、同表に次のように加える。

紅海海域	スエズ湾及びアカバ湾を含む北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分の点及び北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分の点を結んだ線（アデン湾海域の項において「紅海・アデン湾境界線」という。）を南端とする紅海海域
------	---

アデン湾海域

紅海とアラビア海との間にあるアデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線以東であつて、かつ、北緯十一度五十分東経五十一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東経五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域

別表第二中「に関する基準」を削る。

別表第四を削る。

別表第三中「に関する基準」を削り、同表第一号中「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第二号及び第三号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同表第五号中「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第六号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同表備考第一号中「又は北極海域」を「、北極海域又は紅海海域」に改め、同表備考第二号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第三備考第五号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第三備考第六号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第三備考第七号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第三備考第八号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第九号」を「別表第三備考第九号」に改め、同表備考中第十一号を第十二号

とし、第十号を第十一号とし、同表備考第九号中「別表第二の二備考第二号」を「別表第三備考第二号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第八号中「別表第二の二備考第三号」を「別表第三備考第三号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 この表において「紅海海域」とは、別表第三備考第十号に規定する紅海海域をいう。

別表第三を別表第四とする。

別表第二の二中「第四条」の下に「、第九条の六」を加え、「に関する基準」を削り、同表第一号中「国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「」を削り、「」という。）を「により排出すること」に、「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表第二号中「（鳥綱）」を「であつて、鳥綱」に、「（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ。）を含まないものに限る。」を「を含まないもの」に、「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び紅海海域」に改め、同表備考第四号中「北極海域」の下に「、紅海海域」を加え、同表備考第九号中「二七〇度」を「二百七十度」に改め、同表備考第十号中「北極海域」の

下に「紅海海域」を加え、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第九号の次に次の一号を加える。

十 この表において「紅海海域」とは、別表第一の五に掲げる紅海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第二の二を別表第三とする。

別表第五北米海域の項中「北米海域」を「北米排出規制海域」に改め、同表米国カリブ海海域の項中「米国カリブ海海域」を「米国カリブ海排出規制海域」に改め、同表に次のように加える。

地中海排出規制海域	北緯三十六度十一分西経六度二・一分の点及び北緯三十五度四十七・五分西経五度五十五・四分の点を結んだ線、北緯四十度二・七分東経二十六度十・五分の点及び北緯四十度〇・五分東経二十六度十一・九分の点を結んだ線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域のうち、北緯三十一度二十九分東経三十二度十六分の点から陸岸まで百八十度に引いた線、同点、北緯三十一度二十九分東経三十二度二十八・四八分の点及び北緯三十一度十四分東経三十二度三十二・六二分の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで二百七十度に引いた線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸によ
-----------	---

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の九第一項第二号の改正規定（「及び第二条」を「、第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項」に改める部分を除く。）及び第一条の十一の改正規定 令和六年七月一日

二 第十一条の七の表第一号の改正規定（「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）、第十一条の十の表第一号の改正規定（「別表第二の二備考第六号イ」を「別表第三備考第六号イ」に改める部分を除く。）及び別表第五の改正規定 令和七年五月一日

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令

の一部改正)

3 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第三条中「ごとに」を「に応じ」に、「中欄及び」を「中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表の」に、「とおり」を「排出方法によること」に改め、同条の表中「に関する基準」を削り、同表第一号中「別表第三第二号上欄」を「別表第四第二号上欄」に、「別表第二の二」を「別表第三」に改め、「単に」を削り、同表第二号中「別表第三第三号上欄」を「別表第四第三号上欄」に改め、同表第三号中「別表第三第四号上欄」を「別表第四第四号上欄」に改め、同表第四号中「別表第三第六号上欄」を「別表第四第六号上欄」に改め、同表第五号中「別表第三第七号上欄」を「別表第四第七号上欄」に改め、同表第六号中「別表第三第八号上欄」を「別表第四第八号上欄」に改める。

理由

国際海事機関における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及びⅤに関する決定事項を実施するため、紅海海域及びアデン湾海域におけるタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出を禁止するとともに、紅海海域における船舶からの廃棄物の排出の基準を改める等の必要があるからである。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）	：：：：：：：：：：：：：：：：：：：	1
○	排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）	：：：：：：：：：：：：：：：：：：：	18

改正案	現行
<p>（船舶からのビルジその他の油の排出基準）</p> <p>第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一、<u>第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項</u>において「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項及び<u>第一条の十一</u>において「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）</p> <p>第一条の十一 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域及び北極海域とする。</p> <p>（船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>（船舶からのビルジその他の油の排出基準）</p> <p>第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び<u>第二条</u>において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）</p> <p>第一条の十一 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。</p> <p>（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）</p> <p>第二条（略）</p>

(船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準)

第三条 (略)

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

3・4 (略)

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)から離れて行うよう努めなければならない。

(船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準)

第四条 (略)

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

3 前条第四項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の前項の基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物を南極海域(同表備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域を除く。)又は北極

第三条 (略)

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3・4 (略)

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)から離れて行うよう努めなければならない。

第四条 (略)

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前条第四項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準(南極海域(海洋施設等周辺海域

海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）
第四条の二（略）

2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

3 前項の基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の基準が適用されるものとする。

4 別表第四第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の第二項の基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 別表第四上欄に掲げる廃棄物を第二項の基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

6 第三条第五項の規定は、別表第四第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第八号に規定する南極海域をいう。）

を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）
第四条の二（略）

2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

4 別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

6 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域又は北

又は北極海域（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準）

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、次の各号に掲げる海洋施設の区分に応じ、同項第二号に規定する廃棄物を当該各号に定めるところにより排出することとする。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設 全ての国の領海の基線（南極海域にあつては、領海の基線）からその外側十二海里の線を超える海域において、粉砕式排出方法（国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出する方法をいう。次号及び別表第三において同じ。）により排出すること。

二 前号に掲げる海洋施設以外の海洋施設 南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側三海里以遠十二海里以内の海域及び南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において粉砕式排出方法により排出すること並びに南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において排出すること。

2| 鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第三において同じ。）を含む食物くずを排出する

極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準）

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

場合における法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、南極海域においては国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出することとする。

3| 前二項の基準に従つてする海洋施設からの食物くずの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)
 第十一条の七 (略)

備考 (略)	二 (略)	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域及び米国カリブ海排出規制海域	放出海域	原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
	(略)		イクト (略)		(略)
	(略)				

2| 別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に關する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)
 第十一条の七 (略)

備考 (略)	二 (略)	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	放出海域	原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
	(略)		イクト (略)		(略)
	(略)				

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域	(略)
二 (略)	(略)

別表第一の五(第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十一条の十関係)

海域名	海域の範囲
(略)	(略)
北西ヨーロッパ海域	北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点から陸岸まで九十度に引いた線、同点、北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点、北緯五十度三十分西経十二度の点、北緯五十六度三十分西経十二度の点及び北緯六十二度西経三度の点を順次結ん

(燃料油の品質の基準等)

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	(略)
二 (略)	(略)

別表第一の五(第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十一条の十関係)

海域名	海域の範囲
(略)	(略)
北西ヨーロッパ海域	北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点から陸岸まで九十度に引いた線、同点、北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点、北緯五十度三十分西経十二度の点、北緯五十六度三十分西経十二度の点及び北緯六十二度西経三度の点を順次結ん

域 アデン湾海	紅海海域	北極海域	(略)	
紅海とアラビア海との間にあるアデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線以東であつて、かつ、北緯	スエズ湾及びアカバ湾を含む北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分の点及び北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分の点を結んだ線(アデン湾海域の項において「紅海・アデン湾境界線」という。)を南端とする紅海の海域	北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九十度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域	(略)	だ線、同点から陸岸まで九十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域

(新設)	(新設)	北極海域	(略)	
(新設)	(新設)	北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九十度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域	(略)	だ線、同点から陸岸まで九十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域

十一度五十分東経五十一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東経五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域

別表第二(第三条関係)

一 南極海域及び北極海域以外における排出

船舶及びびふん尿等の区分	排出海域	排出方法
一〇五 (略)	(略)	(略)

二 南極海域及び北極海域における排出

船舶及びびふん尿等の区分	排出海域	排出方法
一〇六 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第三(第四条、第九条の六、第十一条の七、第十一条の十関係)

廃棄物の区分	排出海域	排出方法
一 食物くず (南極海域(海洋施設等周))		イ 粉碎式排出方

別表第二(第三条関係)

一 南極海域及び北極海域以外における排出

船舶及びびふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一〇五 (略)	(略)	(略)

二 南極海域及び北極海域における排出

船舶及びびふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一〇六 (略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第二の二(第四条、第十一条の七、第十一条の十関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (南極海域(海洋施設等周))		イ 国土交通省令

二 食物くずであつて、鳥綱に属する種の個体を含まないもの	(略)	(略)	甲海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、 <u>拡大カリブ海域及び紅海</u> のうちの全ての国の領	(略)	イ・ロ (略)	次号上欄に掲げるものを除く。)	辺海域を除く。)のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	法により排出すること。

二 食物くず(鳥綱に属する種の個体(その個体の一部を含むものとし、その加工	(略)	(略)	甲海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及 <u>び拡大カリブ海域</u> のうちの全ての国の領海の基線か	(略)	イ・ロ (略)	次号上欄に掲げるものを除く。)	辺海域を除く。)のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出すること(以下「粉砕式排出方法」という。)

	海の基線からその外側十二海里以遠の海域	
(略)	(略)	

備考

一〇三 (略)

四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、紅海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

五〇八 (略)

九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二百七十度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

十 この表において「紅海海域」とは、別表第一の五に掲げる紅海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

十一 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、紅海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第四（第四条の二関係）

	品を除く。別表第四第二号において同じものを含まないものに限る。	らその外側十二海里以遠の海域
(略)	(略)	

備考

一〇三 (略)

四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

五〇八 (略)

九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二百七十度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

(新設)

十 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三（第四条の二関係）

<p>廃棄物</p>	<p>一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの</p>	<p>二 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 第四条の二第一項第二号に掲</p>
<p>排出海域</p>	<p>バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、紅海海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バ</p>
<p>排出方法</p>	<p>イ・ロ（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>イ・ロ（略）</p>

<p>廃棄物</p>	<p>一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの</p>	<p>二 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 第四条の二第一項第二号に掲</p>
<p>排出海域に関する基準</p>	<p>バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バ</p>
<p>排出方法に関する基準</p>	<p>イ・ロ（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>イ・ロ（略）</p>

<p>げる廃棄物</p>	<p>四 (略)</p>	<p>五 第四条の二第 一項第四号に掲 げる廃棄物のう ち特定船舶の貨 物倉の洗浄水</p>	<p>六 第四条の二第 一項第四号に掲 げる廃棄物のう ち貨物倉の洗浄 水(前号上欄に 掲げるものを除 く。)</p>
<p>ルティック海海域、北海海域、 、南極海域、ガルフ海域、地 中海海域、拡大カリブ海域、 北極海域、紅海海域及び海洋 施設等周辺海域を除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>バルティック海海域、北海海 域、ガルフ海域、地中海海域 、拡大カリブ海域及び紅海海 域のうち全ての国の領海の基 線からその外側十二海里以遠 の海域、南極海域のうち領海 の基線及び定着氷からその外 側十二海里以遠の海域並びに 北極海域のうち全ての国の領 海の基線、氷棚及び定着氷か らその外側十二海里以遠の海 域</p>	<p>全ての海域(バルティック海 海域、北海海域、南極海域、 ガルフ海域、地中海海域、拡 大カリブ海域、北極海域、紅 海海域、海洋施設等周辺海域 及び指定海域を除く。)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>げる廃棄物</p>	<p>四 (略)</p>	<p>五 第四条の二第 一項第四号に掲 げる廃棄物のう ち特定船舶の貨 物倉の洗浄水</p>	<p>六 第四条の二第 一項第四号に掲 げる廃棄物のう ち貨物倉の洗浄 水(前号上欄に 掲げるものを除 く。)</p>
<p>ルティック海海域、北海海域 、南極海域、ガルフ海域、地 中海海域、拡大カリブ海域、 北極海域及び海洋施設等周辺 海域を除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>バルティック海海域、北海海 域、ガルフ海域、地中海海域 及び拡大カリブ海域のうち全 ての国の領海の基線からその 外側十二海里以遠の海域、南 極海域のうち領海の基線及び 定着氷からその外側十二海里 以遠の海域並びに北極海域の うち全ての国の領海の基線、 氷棚及び定着氷からその外側 十二海里以遠の海域</p>	<p>全ての海域(バルティック海 海域、北海海域、南極海域、 ガルフ海域、地中海海域、拡 大カリブ海域、北極海域、海 洋施設等周辺海域及び指定海 域を除く。)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

七・八 (略)	(略)	(略)
---------	-----	-----

備考

- 一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域又は紅海海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。
- 二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第三備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 三 この表において「北海海域」とは、別表第三備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第三備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 五 この表において「地中海海域」とは、別表第三備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第三備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 七 この表において「紅海海域」とは、別表第三備考第十号に規定する紅海海域をいう。
- 八 (略)
- 九 この表において「北極海域」とは、別表第三備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 十 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第三備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

七・八 (略)	(略)	(略)
---------	-----	-----

備考

- 一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域又は北極海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。
- 二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 七 (新設)
- 八 (略)
- 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

(削除)

別表第四(第九条の六関係)

<p>分 廃棄物の区</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>一 食物く ず(次号 上欄に掲 げるもの を除く。</p>	<p>南極海域のうち領海の基線か らその外側十二海里以遠の海 域</p> <p>甲海域並びにバルティック海 海域、北海海域、ガルフ海域 、地中海海域、拡大カリブ海 域及び北極海域のうち全ての 国の領海の基線からその外側 十二海里以遠の海域並びに海 洋施設等周辺海域(南極海域 以外の海域のうち全ての国の 領海の基線からその外側十二 海里の線を超える海域にある 船舶又は海洋施設に係るもの</p>	<p>イ 粉碎式排出方 法により排出す ること。</p> <p>ロ 国土交通省令 で定める加熱殺 菌その他の殺菌 するための措置 を講じて排出す ること。</p> <p>粉砕式排出方法に より排出すること</p>

	<p>に 限 る 。)</p>	<p>排出方法は、限定 しない。</p>
<p>二 食物く ず (鳥綱 に属する 種の個体 を含まな いものに 限る。)</p>	<p>甲海域並びにバルティック海 海域、北海海域、ガルフ海域 、地中海海域、拡大カリブ海 域及び北極海域のうち全ての 国の領海の基線からその外側 十二海里以遠の海域、南極海 域のうち領海の基線からその 外側十二海里以遠の海域並び に海洋施設等周辺海域 (南極 海域以外の海域のうち全ての 国の領海の基線からその外側 十二海里の線を超える海域に ある船舶又は海洋施設に係る ものに限る。)</p>	<p>粉砕式排出方法に より排出すること ⁹⁾</p> <p>排出方法は、限定 しない。</p>

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定する甲海域をいう。

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	北米排出規制海域	一〇三（略）	海域の範囲
米国カリブ海排出規制海域	（略）		

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	北米海域	一〇三（略）	海域の範囲
米国カリブ海海域	（略）		

- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第十号に規定する乙海域をいう。

地中海排出
規制海域

北緯三十六度十一分西経六度二・一分の点及び北緯三十五度四十七・五分西経五度五十五・四分の点を結んだ線、北緯四十度二・七分東経二十六度十・五分の点及び北緯四十度〇・五分東経二十六度十一・九分の点を結んだ線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域のうち、北緯三十一度二十九分東経三十二度十六分の点から陸岸まで百八十度に引いた線、同点、北緯三十一度二十九分東経三十二度二十八・四八分の点及び北緯三十一度十四分東経三十二度三十二・六二分の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで二百七十度に引いた線、スエズ運河の北側入口並びに陸岸により囲まれた海域以外の海域

(新設)

(新設)

○ 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係） 第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項 第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、海洋汚 染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第 二百一十号。以下「令」という。）第四条の二第二項の規定にかかわ らず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表の 中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる排出方法 によることとする。</p>	<p>廃棄物</p> <p>排出海域</p> <p>排出方法</p>	<p>一 令別表第四第 二号上欄に掲げ る廃棄物</p> <p>全ての国の領海の基線からそ の外側十二海里以遠の海域の うち令別表第三に規定する海 洋施設等周辺海域（以下「海 洋施設等周辺海域」という。 ）以外の海域</p> <p>（略）</p>	<p>二 令別表第四第 三号上欄に掲げ る廃棄物</p> <p>（略）</p>
--	------------------------------------	--	---

現行

<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係） 第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項 第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、海洋汚 染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第 二百一十号。以下「令」という。）第四条の二第二項の規定にかかわ らず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の 中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>廃棄物</p> <p>排出海域に関する基準</p> <p>排出方法に 関する基準</p>	<p>一 令別表第三第 二号上欄に掲げ る廃棄物</p> <p>全ての国の領海の基線からそ の外側十二海里以遠の海域の うち令別表第二の二に規定す る海洋施設等周辺海域（以下 単に「海洋施設等周辺海域」 という。）以外の海域</p> <p>（略）</p>	<p>二 令別表第三第 三号上欄に掲げ る廃棄物</p> <p>（略）</p>
--	--	--	---

三 令別表第四第 四号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)
四 令別表第四第 六号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)
五 令別表第四第 七号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)
六 令別表第四第 八号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)

三 令別表第三第 四号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)
四 令別表第三第 六号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)
五 令別表第三第 七号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)
六 令別表第三第 八号上欄に掲げ る廃棄物	(略)	(略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）	1
○	排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）	332826
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）	26
○	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）	6

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）（抄）

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

- 一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であること。
- 二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び第二条において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。
- 三 当該船舶の航行中に排出すること。
- 四 ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認め、国土交通大臣が指定するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。
- 4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。
- 5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認め、国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準）

第一条の十 法第四条第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出（次項に規定する水バラストの排出を除く。）に係る同条第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条におい

て「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

一 バラスト航海のための当該タンカーへの水バラストの積込みの開始時から当該タンカーに積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載されていた貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットル以下であること。

三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（別表第一の五に掲げる海域を除く。）において排出すること。

四 当該タンカーの航行中に排出すること。

五 海面より上の位置から排出すること。ただし、貨物油を含む水バラスト等（国土交通省令で定めるものを除く。）であつて油水分離したものを、国土交通省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水境界面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。

六 水バラスト等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

2 法第四条第三項に規定するタンカーの国土交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物艙からの貨物油を含む水バラストの排出に係る排出基準は、海面より上の位置から排出することとする。ただし、国土交通省令で定める方法により排出する場合は、この方法に限定しない。

（油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域）

第一条の十一 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする。

- 一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人(南極海域にある船舶にあつては、四百トン又は十一人)
- 二 国際航海に従事しない船舶 百人(南極海域にある船舶にあつては、十一人)

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。

4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)から離れて行うよう努めなければならない。

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前条第四項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準(南極海域(海洋施設等周辺海域を除く。))又は北極海域(同表備考第三号に規定する北極海域をいう。))に係るものに限る。)に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域

に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

(船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

一 ばら積み貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの(国土交通省令で定める物質を含むものを除く。)

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

三 生鮮魚及びその一部(漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。)

四 汚水(その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。)

2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

4 別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

6 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準(南極海域又は北極海域に係るものに限る。)に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域(同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域)」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準)

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ご

とに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

放出海域	原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海域、別表第二の二備考第六号イからハマでに掲げる海域並びに別表	イ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。） ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。） ハ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。） ニ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して

第五に掲げる北米海 域及び 米国カ リブ海 海域	ホ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）	得た値で除して得た値以下であること。
	ヘ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。
二 前号に掲げる海域以外の海域	ト	イからへまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
	イ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。
備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。	ロ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。
	ハ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。
	ニ	イからハまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

別表第一の五（第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
地中海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域
バルティック海海域	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域
黒海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海海域
南極海域	南緯六十度以南の海域
北西ヨーロッパ海域	北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点から陸岸まで九〇度に引いた線、同点、北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点、北緯五十度三十分西経十二度の点、北緯五十六度三十分西経十二度の点及び北緯六十二度西経三度の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで九〇度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域
ガルフ海域	北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東経六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域
南アフリカ	南緯三十一度十四分東経十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東経十七度十二分の点、南緯三十二度東経十

別表第二（第三条関係）

南部海域	七度六分の点、南緯三十二度三十二分東経十六度五十二分の点、南緯三十四度六分東経十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東経二十度五十四分の点、南緯三十六度東経二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東経二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東経二十六度の点、南緯三十三度四十八分東経二十七度二十五分の点及び南緯三十三度二十七分東経二十七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域
北極海域	北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九〇度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域

一 南極海域及び北極海域以外における排出

船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号から第四号まで及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>

<p>「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されないもの</p>		
<p>二 国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を越える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>三 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されないもの</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を越える海域（バルティック海域を除く。）</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>四 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を越える海域（バルティック海域を除く。）</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>五 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されないもの</p>	<p>特定沿岸海域</p>	<p>イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう。別表第三において同じ。）に排出すること。</p>

	特定沿岸海域以外の海域	排出方法は、限定しない。
二 南極海域及び北極海域における排出		
船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの	南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合はいう。）に排出すること。
二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）	南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域	前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。
三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの	南極海域及び北極海域	排出方法は、限定しない。
四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は	南極海域及び北極海域	ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。

汚水	南極海域及び北極海域	国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。
<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p> <p>六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	排出方法は、限定しない。

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。
 - イ 港則法に基づく港の区域
 - ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
 - ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
 - ニ 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
--------	------------	------------

<p>二 食物くず（鳥綱に属</p>	<p>一 食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）</p>
<p>南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領</p>	<p>南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p> <p>北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p> <p>甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p> <p>海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p> <p>乙海域</p>
<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。</p>	<p>イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。</p> <p>ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>ニ 氷上に排出しないこと。</p> <p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>ハ 氷上に排出しないこと。</p> <p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。</p> <p>ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p> <p>粉碎式排出方法により排出すること。</p>

する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ。）を含まないものに限る。）

<p>海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。</p>
<p>甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>粉碎式排出方法により排出すること。</p>
<p>乙海域</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。
- 三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域
ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカグラック海峡の海域
ハ 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海

域

- 七 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 十 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三（第四条の二関係）

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ 最小限度にとどめて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
二 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に

<p>四 第四条の二第一項第三号に掲げる廃棄物</p>	<p>全ての海域（特定沿岸海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>排出すること。 排出方法は、限定しない。</p>
<p>五 第四条の二第二項第四号に掲げる廃棄物のうち特定船舶の貨物倉の洗浄水</p>	<p>バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>六 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち貨物倉の洗浄水（前号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>全ての海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>七 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち船体の外側の洗浄水</p>	<p>全ての海域（海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>
<p>八 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>全ての海域（指定海域を除く。）</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>

備考

- 一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域又は北極海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。
- 二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

- 四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 七 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 十 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。
- 十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第四号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四（第九条の六関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）	南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域 甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。） 乙海域	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 粉碎式排出方法により排出すること。 排出方法は、限定しない。

<p>二 食物くず（鳥網に属する種の個体を含まないものに限る。）</p>	<p>甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十里以内の海域並びに海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>粉碎式排出方法により排出すること。</p>
<p>乙海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定する甲海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第十号に規定する乙海域をいう。

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
北米海域	<p>一 北緯三十二度三十二分十秒西経百十七度六分十一秒の点、北緯三十二度三十二分四秒西経百十七度七分二十九秒の点、北緯三十二度三十一分三十九秒西経百十七度十四分二十秒の点、北緯三十二度三十三分十三秒西経百十七度十五分五十秒の点、北緯三十二度三十四分二十一秒西経百十七度二十二分一秒の点、北緯三十二度三</p>

十五分二十三秒西経百十七度二十七分五十三秒の点、北緯三十二度三十七分三十八秒西経百十七度四十九分三十四秒の点、北緯三十一度七分五十九秒西経百十八度三十六分二十一秒の点、北緯三十度三十三分二十五秒西経百二十一度四十七分二十九秒の点、北緯三十一度四十六分十一秒西経百二十三度十七分二十二秒の点、北緯三十二度二十一分五十八秒西経百二十三度五十分四十四秒の点、北緯三十二度五十六分三十九秒西経百二十四度一分四十七秒の点、北緯三十三度四十分十二秒西経百二十四度二十七分十五秒の点、北緯三十四度三十一分二十八秒西経百二十五度十六分五十二秒の点、北緯三十五度十四分三十八秒西経百二十五度四十三分二十三秒の点、北緯三十五度四十四分西経百二十六度十八分五十三秒の点、北緯三十六度十六分二十五秒西経百二十六度四十五分三十秒の点、北緯三十七度一分三十五秒西経百二十七度七分十八秒の点、北緯三十七度四十五分三十九秒西経百二十七度三十八分二秒の点、北緯三十八度二十五分八秒西経百二十七度五十三分の点、北緯三十九度二十五分五秒西経百二十八度三十一分二十三秒の点、北緯四十一度十三分三十九秒西経百二十八度四十分二十二秒の点、北緯四十二度二十二分四十九秒西経百二十九度三十八秒の点、北緯四十三度二十六分二十二秒西経百二十九度一分二十六秒の点、北緯四十四度二十四分四十三秒西経百二十八度四十一分二十三秒の点、北緯四十五度三十分四十三秒西経百二十八度四十分二秒の点、北緯四十六度十一分一秒西経百二十八度四十九分一秒の点、北緯四十六度三十三分五十五秒西経百二十九度四分二十九秒の点、北緯四十七度三十九分五十五秒西経百三十一度十五分四十一秒の点、北緯四十八度三十二分三十二秒西経百三十二度四十一分の点、北緯四十八度五十七分四十七秒西経百三十三度十四分四十七秒の点、北緯四十九度二十二分三十九秒西経百三十四度十五分五十一秒の点、北緯五十度一分五十二秒西経百三十五度十九分一秒の点、北緯五十一度三十七度四十一分五十四秒の点、北緯五十二度四十五分十二秒西経百三十八度二十分十四秒の点、北緯五十三度二十九分二十秒西経百三十八度四十分三十六秒の点、北緯五十三度四十分三十九秒西経百三十八度四十八分五十三秒の点、北緯五十四度十三分四十五秒西経百三十九度三十二分三十八秒の点、北緯五十四度三十九分二十五秒西経百三十九度五十六分十九秒の点、北緯五十五度二十分十八秒西経百四十度五十五分四十五秒の点、北緯五十六度七十二秒西経百四十一度三十六分十八秒の点、北緯五十六度二十八分三十二秒西経百四十二度十七分十九秒の点、北緯五十六度三十七分十九秒西経百四十二度四十八分五十七秒の点及び北緯五十八度五十一分四秒西経百五十三度十五分三秒の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

二 北緯六十度西経六十四度九分三十六秒の点、北緯六十度西経五十六度四十三分の点、北緯五十八度五十四分一秒西経五十五度三十八分五秒の点、北緯五十七度五十分五十二秒西経五十五度三分四十七秒の点、北緯五十七度三十五分十三秒西経五十四度五十九秒の点、北緯五十七度十四分二十秒西経五十三度七分五十八秒の点、北緯五十六度四十八分九秒西経五十二度二十三分二十九秒の点、北緯五十六度十八分十三秒西経五十一度四十九分四十二秒の点、北緯五十四度二十三分二十一秒西経五十度十七分四十四秒の点、北緯五十三度四十四分五十四秒西経五十度七分十七秒の点、北緯五十三度四分五十九秒西経五十度十分五秒の点、北緯五十二度二十分六秒西経四十九度五十七分九秒の点、北緯五十一度三十四分二十秒西経四十八度五十二分四十五秒の点、北緯五十度四十分十五秒西経四十八度十六分四秒の点、北緯五十度二分二十八秒西経四十八度七分三秒の点、北緯四十九度二十四分三秒西経四十八度九分三十五秒の点、北緯四十八度三十九分二十二秒西経四十七度五十五分十七秒の点、北緯四十七度二十四分二十五秒西経四十七度四十六分五十六秒の点、北緯四十六度三十五分十二秒西経四十八度五十四秒の点、北緯四十五度十九分四十五秒西経四十八度四十三分二十八秒の点、北緯四十四度四十三分三十八秒西経四十九度十六分五十分の点、北緯四十四度十六分三十八秒西経四十九度五十一分二十三秒の点、北緯四十三度五十三分十五秒西経五十度三十四分一秒の点、北緯四十三度三十六分六秒西経五十一度二十分四十一秒の点、北緯四十三度二十三分五十九秒西経五十二度十七分二十二秒の点、北緯四十三度九分二十秒西経五十三度二十分十三秒の点、北緯四十三度二十一分十四秒西経五十四度九分二十秒の点、北緯四十三度二十九分四十一秒西経五十五度七分四十一秒の点、北緯四十二度四十分十二秒西経五十五度三十一分四十四秒の点、北緯四十一度五十八分十九秒西経五十六度九分三十四秒の点、北緯四十一度二十分二十一秒西経五十七度五十分十三秒の点、北緯四十度五十五分三十四秒西経五十八度二分五十五秒の点、北緯四十度四十一分三十八秒西経五十九度五十分十八秒の点、北緯四十度三十三秒西経六十度十二分二十秒の点、北緯四十度四十五分四十六秒西経六十一度十四分三秒の点、北緯四十一度四分五十二秒西経六十二度十七分四十九秒の点、北緯四十度三十六分五十五秒西経六十三度十分四十九秒の点、北緯四十度十七分三十二秒西経六十四度八分三十七秒の点、北緯四十度七分四十六秒西経六十四度五十九分三十一秒の点、北緯四十度五分四十四秒西経六十五度五十三分七秒の点、北緯三十九度五十八分五秒西経六十五度五十九分五十一秒の点、北緯三十九度二十八分二十四秒西経六十六度二十一分十四秒の点、北緯三十九度一分五十四秒西経六十六度四十八分三十三秒の点、北緯三十八度三十九分十六秒西経六十七度二十分五十九秒の点、北緯三十八度十九分二十秒西経六十八度二分一秒の点、北緯三十八度五分二十九秒西経六十八度四十六分五十五秒の点、北緯三十七度五十八分十四

秒西経六十九度三十四分七秒の点、北緯三十七度五十七分四十七秒西経七十度二十四分九秒の点、北緯三十七度五十二分四十六秒西経七十度三十七分五十秒の点、北緯三十七度十八分三十七秒西経七十一度八分三十三秒の点、北緯三十六度三十二分二十五秒西経七十一度三十三分五十九秒の点、北緯三十五度三十四分五十八秒西経七十一度二十六分二秒の点、北緯三十四度三十三分十秒西経七十一度三十七分四秒の点、北緯三十三度五十四分四十九秒西経七十一度五十二分三十五秒の点、北緯三十三度十九分二十三秒西経七十二度十七分十二秒の点、北緯三十二度四十五分三十一秒西経七十二度五十四分五秒の点、北緯三十一度五十五分十三秒西経七十四度十二分二秒の点、北緯三十一度二十七分十四秒西経七十五度十五分二十秒の点、北緯三十一度三分十六秒西経七十五度五十一分十八秒の点、北緯三十度四十五分四十二秒西経七十六度三十一分三十八秒の点、北緯三十二度四十八秒西経七十七度十八分二十九秒の点、北緯二十九度二十五分十七秒西経七十六度五十六分四十二秒の点、北緯二十八度三十六分五十九秒西経七十六度四十八分の点、北緯二十八度十七分十三秒西経七十六度四十分十秒の点、北緯二十八度十七分十二秒西経七十九度十一分二十三秒の点、北緯二十七度五十二分五十六秒西経七十九度二十八分三十五秒の点、北緯二十七度二十六分一秒西経七十九度三十一分三十八秒の点、北緯二十七度十六分十三秒西経七十九度三十四分十八秒の点、北緯二十七度十一分五十四秒西経七十九度三十四分五十六秒の点、北緯二十七度五分五十九秒西経七十九度三十五分十九秒の点、北緯二十七度二十八秒西経七十九度三十五分十七秒の点、北緯二十六度五十五分十六秒西経七十九度三十四分三十九秒の点、北緯二十六度五十三分五十八秒西経七十九度三十四分二十七秒の点、北緯二十六度四十五分四十六秒西経七十九度三十二分四十一秒の点、北緯二十六度四十四分三十秒西経七十九度三十二分二十三秒の点、北緯二十六度四十三分四十六秒西経七十九度三十二分二十秒の点、北緯二十六度四十一分十二秒西経七十九度三十二分一秒の点、北緯二十六度三十八分十三秒西経七十九度三十一分三十二秒の点、北緯二十六度三十五分二十一秒西経七十九度三十分五十九秒の点、北緯二十六度三十四分五十一秒西経七十九度三十分四十六秒の点、北緯二十六度三十四分十一秒西経七十九度三十分三十八秒の点、北緯二十六度三十一分十二秒西経七十九度三十分十五秒の点、北緯二十六度二十九分五十八秒の点、北緯二十六度二十三分二十九秒西経七十九度二十九分五十五秒の点、北緯二十六度二十三分二十一秒西経七十九度二十九分五十四秒の点、北緯二十六度十八分五十七秒西経七十九度三十一分五十五秒の点、北緯二十六度十五分二十六秒西経七十九度三十三分十七秒の点、北緯二十六度十五分十三秒西経七十九度三十三分二十三秒の点、北緯二十六度八分九秒西経

七十九度三十五分五十三秒の点、北緯二十六度七分四十七秒西経七十九度三十六分九秒の点、北緯二十六度六分五十九秒西経七十九度三十六分三十五秒の点、北緯二十六度二分五十二秒西経七十九度三十八分二十二秒の点、北緯二十五度五十九分三十秒西経七十九度四十分三秒の点、北緯二十五度五十九分十六秒西経七十九度四十分八秒の点、北緯二十五度五十七分四十八秒西経七十九度四十分三十八秒の点、北緯二十五度五十六分十八秒西経七十九度四十一分六秒の点、北緯二十五度五十四分四秒西経七十九度四十一分三十八秒の点、北緯二十五度五十三分二十四秒西経七十九度四十一分四十六秒の点、北緯二十五度五十一分五十四秒西経七十九度四十一分五十九秒の点、北緯二十五度四十九分三十三秒西経七十九度四十二分十六秒の点、北緯二十五度四十八分二十四秒西経七十九度四十二分二十三秒の点、北緯二十五度四十八分二十秒西経七十九度四十二分二十四秒の点、北緯二十五度四十六分二十六秒西経七十九度四十二分四十四秒の点、北緯二十五度四十六分十六秒西経七十九度四十二分四十五秒の点、北緯二十五度四十三分四十秒西経七十九度四十二分五十九秒の点、北緯二十五度四十二分四十二秒西経七十九度四十二分五十七秒の点、北緯二十五度四十分三十七秒西経七十九度四十二分二十七秒の点、北緯二十五度三十七分二十四秒西経七十九度四十二分四十八秒の点、北緯二十五度四十分三十七秒西経七十九度四十二分二十七秒の点、北緯二十五度三十一分三秒西経七十九度四十二分十二秒の点、北緯二十五度二十七分五十九秒西経七十九度四十二分十一秒の点、北緯二十五度二十四分四秒西経七十九度四十二分十二秒の点、北緯二十五度二十二分二十一秒西経七十九度四十二分二十秒の点、北緯二十五度二十一分二十九秒西経七十九度四十二分八秒の点、北緯二十五度十六分五十二秒西経七十九度四十一分二十四秒の点、北緯二十五度十五分五十七秒西経七十九度四十一分三十一秒の点、北緯二十五度十分三十九秒西経七十九度四十一分三十一秒の点、北緯二十五度九分三十三秒西経七十九度四十一分四十五秒の点、北緯二十五度三分五十五秒西経七十九度四十二分二十九秒の点、北緯二十五度五十九分三秒西経七十九度四十四分四十八秒の点、北緯二十四度五十五分二十八秒西経七十九度四十五分五十七秒の点、北緯二十四度四十四分四十八秒の点、北緯二十四度四十二分二十四秒の点、北緯二十四度四十三分四秒西経七十九度四十九分三十八秒の点、北緯二十四度四十二分三十六秒西経七十九度五十分五十五秒の点、北緯二十四度四十一分四十七秒西経七十九度五十二分五十七秒の点、北緯二十四度三十八分三十二秒西経七十九度五十九分五十八秒の点、北緯二十四度三十六分二十七秒西経八十度三分五十一秒の点、北緯二十四度三十三分十八秒西経八十度十二分四十三秒の点、北緯二十四度三十三分五秒西経八十度十三分二十一秒の点、北緯二十四度三

十秒西経八十四度三十八分三十九秒の点、北緯二十四度十六分四十一秒西経八十四度四十六分七秒の点、北緯二十四度二十三分三十秒西経八十四度五十九分五十九秒の点、北緯二十四度二十六分三十七秒西経八十五度六分十九秒の点、北緯二十四度三十八分五十七秒西経八十五度三十一分五十四秒の点、北緯二十四度四十四分十七秒西経八十五度四十三分十一秒の点、北緯二十四度五十三分五十七秒西経八十五度五十九分五十九秒の点、北緯二十五度四分四十四秒西経八十六度三十分七秒の点、北緯二十五度四十三分十五秒西経八十六度二十一分十四秒の点、北緯二十六度十三分十三秒西経八十六度六分四十五秒の点、北緯二十六度二十七分二十二秒西経八十六度十三分十五秒の点、北緯二十六度三十三分四十六秒西経八十六度三十七分七秒の点、北緯二十六度一分二十四秒西経八十七度二十九分三十五秒の点、北緯二十五度四十二分二十五秒西経八十八度三十三分の点、北緯二十五度四十六分五十四秒西経九十度二十九分四十一秒の点、北緯二十五度五十一分四十三秒西経九十一度五十二分五十秒の点、北緯二十六度十七分四十四秒西経九十三度三分五十九秒の点、北緯二十五度五十九分五十五秒西経九十三度三十三分五十二秒の点、北緯二十六度三十二秒西経九十五度三十九分二十七秒の点、北緯二十六度三十三秒西経九十六度四十八分三十三秒の点、北緯二十五度五十八分三十二秒西経九十六度五十五分二十八秒の点、北緯二十五度五十八分十五秒西経九十六度五十八分四十一秒の点、北緯二十五度五十七分五十八秒西経九十七度一分五十四秒の点、北緯二十五度五十七分四十一秒西経九十七度五分八秒の点、北緯二十五度五十七分二十四秒西経九十七度八分二十一秒の点及び北緯二十五度五十七分二十四秒西経九十七度八分四十七秒の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

三 北緯二十二度三十二分五十四秒西経百五十三度三十三秒の点、北緯二十三度六分五秒西経百五十三度二十八分三十六秒の点、北緯二十三度三十二分十一秒西経百五十四度二分十二秒の点、北緯二十三度五十一分四十七秒西経百五十四度三十六分四十八秒の点、北緯二十四度二分四十九秒西経百五十五度五十一分十三秒の点、北緯二十四度四十一分四十七秒西経百五十六度二十七分二十七秒の点、北緯二十四度五十七分三十三秒西経百五十七度二十二分十七秒の点、北緯二十五度十三分四十一秒西経百五十七度五十四分十三秒の点、北緯二十五度二十五分三十一秒西経百五十八度三十分三十六秒の点、北緯二十五度三十一分十九秒西経百五十九度九分四十七秒の点、北緯二十五度三十分三十一秒西経百五十九度五十四分二十一秒の点、北緯二十五度二十一分五十三秒西経百六十度三十九分五十三秒の点、北緯二十五度六秒西経百六十一度三十八分三十三秒の点、北緯二十四度四十分四十九秒西経百六十二度十三分十三秒の点、北緯二十四度十五分五十三秒西経百六十二度四十

<p>米国カリ ブ海海域</p>	<p>三分八秒の点、北緯二十三度四十分五十秒西経百六十三度十三分の点、北緯二十三度三分二十秒西経百六十三度三十二分五十八秒の点、北緯二十二度二十分九秒西経百六十三度四十四分四十一秒の点、北緯二十一度三十六分四十五秒西経百六十三度四十六分三秒の点、北緯二十度五十五分二十六秒西経百六十三度三十七分四十四秒の点、北緯二十度十三分三十四秒西経百六十三度十九分十三秒の点、北緯十九度三十九分三秒西経百六十二度五十三分四十八秒の点、北緯十九度九分四十三秒西経百六十二度二十分三十五秒の点、北緯十八度三十九分十六秒西経百六十一度十九分十四秒の点、北緯十八度三十分三十一秒西経百六十度三十八分三十秒の点、北緯十八度二十九分三十一秒西経百五十九度五十六分十七秒の点、北緯十八度十分四十一秒西経百五十九度十四分八秒の点、北緯十七度三十一分十七秒西経百五十八度五十六分五十五秒の点、北緯十六度五十四分六秒西経百五十八度三十分二十九秒の点、北緯十六度二十五分四十九秒西経百五十七度五十九分二十五秒の点、北緯十五度四十分三十七秒西経百五十六度二十六分六秒の点、北緯十五度三十七分三十六秒西経百五十五度二十二分十六秒の点、北緯十五度四十三分四十六秒西経百五十四度四十六分三十七秒の点、北緯十五度五十五分三十二秒西経百五十四度十三分五秒の点、北緯十六度四十六分二十七秒西経百五十二度四十九分十一秒の点、北緯十七度三十三分四十二秒西経百五十二度三十二秒の点、北緯十八度三十分十六秒西経百五十一度三十分二十四秒の点、北緯十九度二分四十七秒西経百五十一度二十二分十七秒の点、北緯十九度三十四分四十六秒西経百五十一度十九分四十七秒の点、北緯二十度七分四十二秒西経百五十一度二十二分五十八秒の点、北緯二十度三十八分四十三秒西経百五十一度三十一分三十六秒の点、北緯二十一度二十九分九秒西経百五十一度五十九分五十秒の点、北緯二十二度六分五十八秒西経百五十二度三十一分二十五秒の点及び北緯二十二度三十二分五十四秒西経百五十三度三十三秒の点を順次結んだ線により囲まれた海域</p>
----------------------	---

五十一分五十秒の点、北緯十八度二十三分四十二秒西経六十四度五十一分二十三秒の点、北緯十八度二十三分三十六秒西経六十四度五十分十七秒の点、北緯十八度二十三分四十八秒西経六十四度四十九分四十一秒の点、北緯十八度二十四分十一秒西経六十四度四十九分の点、北緯十八度二十四分二十八秒西経六十四度四十七分五十七秒の点、北緯十八度二十四分十八秒西経六十四度四十七分一秒の点、北緯十八度二十三分十三秒西経六十四度四十六分三十七秒の点、北緯十八度二十二分三十七秒西経六十四度四十五分二十秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十四分四十二秒の点、北緯十八度二十二分四十二秒西経六十四度四十四分三十九秒の点、北緯十八度二十二分三十七秒西経六十四度四十四秒の点、北緯十八度二十二分三十九秒西経六十四度四十三分四十二秒の点、北緯十八度二十二分三十分西経六十四度四十三分三十六秒の点、北緯十八度二十二分三十八秒西経六十四度四十二分五十八秒の点、北緯十八度二十二分二十六秒西経六十四度四十二分二十八秒の点、北緯十八度二十二分二十二秒西経六十四度四十一分八秒の点、北緯十八度二十一分五十七秒西経六十四度四十分十五秒の点、北緯十八度二十一分五十一秒西経六十四度三十八分二十三秒の点、北緯十八度二十一分二十二秒西経六十四度三十八分十六秒の点、北緯十八度二十分三十九秒西経六十四度三十八分三十三秒の点、北緯十八度十九分十五秒西経六十四度三十八分十四秒の点、北緯十八度十九分七秒西経六十四度三十八分十六秒の点、北緯十八度十七分二十三秒西経六十四度三十九分三十八秒の点、北緯十八度十六分四十三秒西経六十四度三十九分四十一秒の点、北緯十八度十一分三十三秒西経六十四度三十八分五十八秒の点、北緯十八度三分二秒西経六十四度三十八分三秒の点、北緯十八度二分五十六秒西経六十四度二十九分三十五秒の点、北緯十八度二分五十一秒西経六十四度二十七分二秒の点、北緯十八度二分三十秒西経六十四度二十一分八秒の点、北緯十八度二分三十一秒西経六十四度十五分五十七秒の点、北緯十八度十二秒西経六十四度二分二十九秒の点、北緯十七度五十九分五十八秒西経六十四度一分四秒の点、北緯十七度五十八分四十七秒西経六十三度五十七分一秒の点、北緯十七度五十七分五十一秒西経六十三度五十三分五十四秒の点、北緯十七度五十六分三十八秒西経六十三度五十三分二十一秒の点、北緯十七度三十九分四十秒西経六十三度五十四分五十三秒の点、北緯十七度三十七分八秒西経六十三度五十五分十秒の点、北緯十七度三十分二十一秒西経六十三度五十五分十六秒の点、北緯十七度十一分三十六秒西経六十三度五十七分五十七秒の点、北緯十七度五分西経六十三度五十八分四十一秒の点、北緯十六度五十九分四十九秒西経六十三度五十九分十八秒の点及び北緯十七度十八分三十七秒西経六十七度三十二分十四秒の点を順次結んだ線により囲まれた海域

○ 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）

第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第四条の二第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 令別表第三第二号上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域（以下単に「海洋施設等周辺海域」という。）以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
二 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物	全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
三 令別表第三第四号上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
四 令別表第三第六号上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
五 令別表第三第七号上欄に掲げる廃棄物	全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	排出方法は、限定しない。

六 令別表第三第八号上欄に掲げる廃棄物	排出海域は、限定しない。	排出方法は、限定しない。
---------------------	--------------	--------------

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（船舶からの油の排出の禁止）

第四条 何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続き油の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該油の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からのビルジその他の油（タンカーの水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジ（以下「水バラスト等」という。）であつて貨物油を含むものを除く。次条第一項において「ビルジ等」という。）の排出であつて、排出される油中の油分（排出される油に含まれる前条第二号の国土交通省令で定める油をいう。以下同じ。）の濃度、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。
- 3 第一項本文の規定は、タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて、油分の総量、油分の瞬間排出率（ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したものをいう。）、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。
- 4 第一項本文の規定は、海洋の汚染の防止に關する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ海上保安庁長官の承認を受けてするものについては、適用しない。
- 5 前項の承認には、海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（油及び水バラストの積載の制限）

第五条の三 船舶の船首隔壁より前方にあるタンクには、油を積載してはならない。ただし、総トン数が国土交通省令で定める総トン数未満の船舶については、この限りでない。

2 第五条第三項の規定により分離バラストタンクを設置したタンカーの貨物艙又は総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上の船舶の燃料油タンクには、水バラストを積載してはならない。ただし、悪天候下において船舶の安全を確保するためやむを得ない場合その他国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

3 船舶から排出された油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要があるものとして政令で定める海域においては、当該海域において滞留するおそれのあるものとして国土交通省令で定める性状又は種類の油をばら積み
の貨物又は燃料油として積載した船舶を航行させてはならない。ただし、船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要
な場合は、この限りでない。

(船舶からの廃棄物の排出の禁止)

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出に
ついては、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な
一切の措置をとったときの当該廃棄物の排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」
という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿
等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）

二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の排出（政令で定める廃棄物の排出
に限る。）であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及
び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをす
る場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第
一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分のもととすることができるものと定めた廃棄物

ロ 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適
合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの

七 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（政令で定める本邦の周辺の海域（以下「本邦周辺海域」という。）においてするものを除く。）

八 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出

3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）

第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物（以下この条及び第五十五条第一項第七号において「油等」という。）を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

一 海洋施設若しくは航空機の安全を確保し、又は人命を救助するための油等の排出

二 海洋施設又は航空機の損傷その他やむを得ない原因により油等が排出された場合において引き続き油等の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該油等の排出

2 前項本文の規定は、海洋施設からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出（政令で定める人数以上の人を収容することができる海洋施設からの第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）

二 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の排出（第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物の排出に限る。）であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

三 油の政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出

3 第一項本文の規定は、航空機からの次の各号のいずれかに該当する油又は廃棄物の排出については、適用しない。

一 当該航空機内にある者の日常生活に伴い生ずる汚水その他海域において排出することがやむを得ない油又は廃棄物であつて政令で定めるものの排出

- 二 締約国において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（本邦周辺海域においてするものを除く。）
- 4 第四条第四項及び第五項の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする航空機からの油の排出について準用する。

（窒素酸化物の放出量に係る放出基準）

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

（燃料油の使用等）

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するために必要な場合
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。
- 2 前項本文の規定は、その品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置（船舶からの硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう。）を設置し、かつ、国土交通省令で定めるところにより使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。
- 3 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもおお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国土交通省令で定める品質のものを除く。）の使用については、適用しない。
- 4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

5 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

○ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

- 一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査
- 二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）
- 三 大陸棚の掘削（第一号に掲げるものを除く。）
- 四 前三号に掲げる事項に関する排他的経済水域又は大陸棚に係る水域における我が国の公務員の職務の執行（当該職務の執行に関してこれらの水域から行われる国連海洋法条約第百十一条に定めるところによる追跡に係る職務の執行を含む。）及びこれを妨げる行為
- 2 前項に定めるもののほか、同項第一号の人工島、施設及び構築物については、国内に在るものとみなして、我が国の法令を適用する。
- 3 前二項の規定による我が国の法令の適用に関しては、当該法令が適用される水域が我が国の領域外であることその他当該水域における特別の事情を考慮して合理的に必要と認められる範囲内において、政令で、当該法令の適用関係の整理又は調整のため必要な事項を定めることができる。

